市民団体による帯広の森づくり活動の促進及び支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、帯広の森内の樹林地等の保全、育成及び管理を目的とした活動(以下「森づくり活動」という。)に関心をもつ市民団体に活動の場を提供し、自主的な森づくり活動を促進するとともに、その活動を支援することにより、市民との協働による帯広の森づくりをすすめ、もって帯広の森の機能及び効用の増進に資することを目的とする。

(森づくり活動の内容)

- 第2条 森づくり活動の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 植樹又は育樹等を目的とした活動
 - (2) 前号の活動に伴って発生した木材等の活用を目的とした活動
 - (3) その他市長が特に必要と認める活動

(森づくり活動の区域)

- 第3条 森づくり活動の実施区域は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 帯広の森市民植樹祭等の植樹活動によってつくられた樹林地
 - (2) 植樹活動等により樹林地をつくる必要がある区域
 - (3) その他市長が特に必要と認める区域

(活動承認の手続き)

- 第4条 森づくり活動に取り組もうとする団体は、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
 - (1) 森づくり活動計画書
 - (2) 団体の規約及び会員名簿等
 - (3) 森づくり活動を実施しようとする区域の位置図
 - (4) その他市長が必要と認めた書類
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえで、承認又は不承認を決定し、書面により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による承認を受けた団体(以下「承認団体」という。)は、申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 5 第1項の承認は、帯広市の会計年度ごとに受けなければならない。

(活動を承認する団体の基準)

- 第5条 市長が森づくり活動を承認する団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) この要綱の目的に合致した森づくり活動に取り組むこと。
 - (2) 規約等の定めがあること。
 - (3) 森づくり活動の目的及び内容が非営利であること。
 - (4) おおむね5名以上の構成員がいること。

(活動報告書の提出)

第6条 承認団体は、森づくり活動を終了したとき又は市長から報告を求められたときは、速やかに森づくり活動報告書を提出しなければならない。

(承認団体の遵守事項)

- 第7条 承認団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 森づくり活動の内容及び区域は、市長が承認した範囲内であること。
 - (2) 帯広の森内において活動する時間は、原則として日の出から日の入りまでとすること。
 - (3) 森づくり活動に際しては、承認団体構成員の事故への対応及び第三者への損害を補償するための保険に加入すること。
 - (4) 森づくり活動中に事故が発生した場合には、速やかに市長に報告すること。
 - (5) 次に掲げる行為をしないこと。
 - (ア) 帯広市公園条例(昭和32年条例第46号)第6条各号に掲げる行為
 - (イ) 他の利用者及び近隣住民等への迷惑になる行為
 - (ウ) 市長に無断で火気を使用する行為

(活動承認の取消し)

- 第8条 市長は、承認団体の森づくり活動が次のいずれかに該当する場合、森づくり活動の承認を取り 消すことができる。
 - (1) 法令等に違反したとき。
 - (2) 承認した森づくり活動の範囲を逸脱したとき。
 - (3) 前条の遵守事項を守らなかったとき。
 - (4) その他市長が帯広の森の管理上著しく支障があると判断したとき。

(原状回復)

第9条 承認団体は、故意若しくは過失によって又は承認した森づくり活動の範囲を逸脱して、帯広の 森内の地形又は植生等をき損したときは、自らが費用を負担して原状に回復するものとする。

(自己責任の原則)

第10条 承認団体は、自らの責任で森づくり活動を実施するものとし、森づくり活動中に生じた事故について、市長はその責任を一切負わないものとする。

(森づくり活動の公開)

第11条 承認団体は、自らの森づくり活動を公開し、他の市民団体及び帯広の森の利用者等との連携及び交流を図るよう努めるものとする。

(承認団体への支援)

- 第12条 市長は、承認団体に対し、次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 森づくり活動に関する情報等の提供
 - (2) 森づくり活動の状況及び成果等の周知宣伝
 - (3) 道具等の貸出又は資材等の提供
 - (4) その他市長が特に必要と認める支援

(指示及び報告等)

第13条 市長は、承認した森づくり活動の適切な履行を確保するため、承認団体に対して必要な指示を 行い、又は必要な事項の報告等を求めることができる。

(実地調査)

第14条 市長は、森づくり活動を承認した区域における事故防止及び安全確保並びに承認した森づくり活動の履行状況等の確認のため、随時実地に調査を行うよう努める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。